

# J Aにおける職業紹介事業の取組み

## —厚生労働省「人材サービス総合サイト」掲載情報をもとに—

研究員 上田 晶子

- 1. はじめに
- 2. 職業紹介事業等の種類と形態
- 3. 「人材サービス総合サイト」の概要

### 目 次

- 4. 「人材サービス総合サイト」にみるJ Aの取組み
- 5. 取組みJ Aのウェブサイトにみる広報・求人の方法
- 6. まとめ

### 1. はじめに

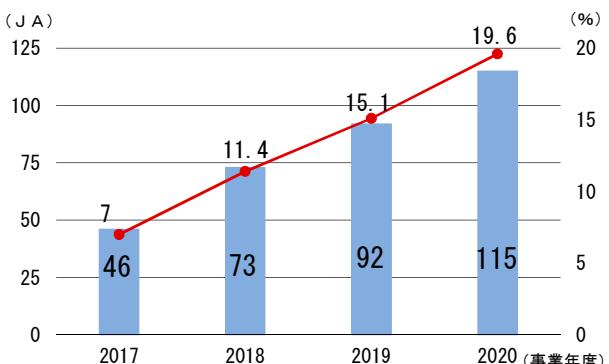
当研究所では、新規就農者の減少・高齢化により深刻化する農業労働力不足に対応すべく、人材確保に関する調査を進めている。本誌No.180では、農林水産省およびJ Aグループが取り組んでいる、農業現場の人手不足対策について紹介した<sup>1</sup>。

人材確保に関する取組みとして、農林水産省『総合農協統計表』によれば、2020（令和2）事業年度に「職業紹介」事業に取り組んだJ Aは115J A（集計J A数587、実施比率19.6%）で、年々増加している（図1）<sup>2</sup>。

そしてほぼ同時期にJ A全中が実施した「全J A調査」によれば、2021年度に「雇用労働力確保支援」に取り組んだJ Aの割合は53.4%で、2016年度の同調査結果である28.2%より25ポイント増加している<sup>3</sup>。

本稿では近年拡大基調にあるJ Aの職業紹介事業の全体像を把握すべく、厚生労働省職業安定局「人材サービス総合サイト」<sup>4</sup>掲載の事業所情報を中心に取組み状況を確認する。

（図1）「職業紹介」実施J A数・比率



（出典）農林水産省経営局協同組織課『総合農協統計表』平成29～令和2事業年度をもとに筆者作成。

### 2. 職業紹介事業等の種類と形態

日本における職業紹介事業の根拠法は「職業安定法（昭和22年法律第141号）」である。本法は職業選択の自由や均等待遇を前提に、公共の職業安定機関と民間の職業紹介が適正かつ円滑な労働力需給調整を行うことにより、職業の安定を図ることを目的としている。

法第4条第1項は「職業紹介」を「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との

1 上田晶子「農業現場の人手不足対策の取組み：農業支援サービスの育成・普及およびJ Aの取組みを中心」『共済総研レポート』No.180 2022年4月 pp. 26–31

2 農林水産省『令和2事業年度総合農協統計表』2022年10月

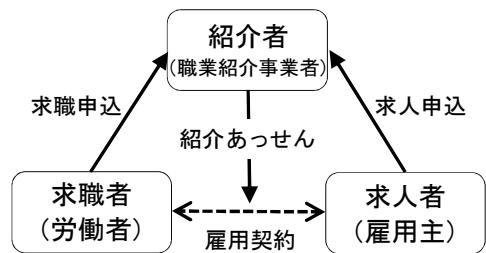
3 J Aグループ『J Aグループの活動報告書2021』全国農業協同組合中央会 2022年3月 p. 15

なお本調査の調査対象J A数は562。有料・無料職業紹介事業および労働者派遣法に基づく労働者派遣事業の実施による支援を行うJ Aについて集計。

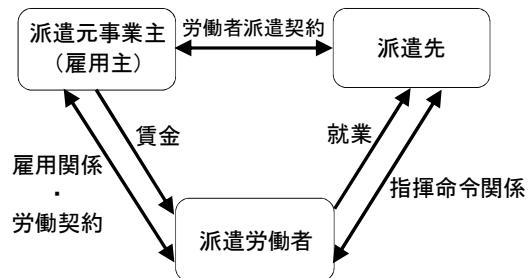
4 厚生労働省職業安定局ウェブサイト

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010>

(図2) 職業紹介事業



(図3) 労働者派遣事業



(出典) (図2)・(図3)ともに、厚生労働省・都道府県労働局（公共職業安定所）『職業紹介事業パンフレット：許可・更新等マニュアル』2021年7月、『労働者派遣事業を適正に実施するために：許可・更新等手続マニュアル』2021年12月をもとに筆者作成。

間における雇用関係の成立をあっせんすること」と定義している。求人・求職者の雇用関係、両者を取り持つ紹介者としての職業紹介事業者の関係を示したのが(図2)である。

職業紹介事業には無料と有料がある。事業を始める際は、許可申請書類を申請者の所在地を管轄する都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出する必要がある。

### (1) 無料職業紹介事業

無料職業紹介事業とは、「職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介」事業（法第4条第2項）で、取扱職業の範囲に特に制限はない。

無料職業紹介事業は原則許可制で、許可申請を事業開始予定の2～3か月前までに行う必要がある。但し、①学校等が学生・生徒等を対象にして行うもの、②農業協同組合、商工会議所、商工会等、特別の法律により設立された法人が構成員等を対象にして行うもの、③地方公共団体が自らの施策に関する業務に附帯して行うものについては届出制となっており、いずれも有効期間は5年である。

### (2) 有料職業紹介事業

有料職業紹介事業とは、営利を目的とするか否かにかかわらず、手数料または報酬等の

対価を受けて行う職業紹介事業で、港湾運送および建設業務関連以外の職業を取り扱う。

有料職業紹介事業は事業主単位での許可制で、許可申請にあたっては手数料が必要となる。有効期間は新規3年、更新5年である。

なお、無料・有料とも、新たな事業所は届出により設置が可能である。

### (3) 労働者派遣事業

本稿では、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）」に基づく労働者派遣事業についても対象として取り扱う。

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己的雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて労働に従事させることを業として行うことをいう（法第2条）。そして派遣元事業主、派遣先、派遣労働者との三者間の雇用、契約、指揮命令関係を示したのが(図3)である。

労働者派遣事業の開始にあたり、事業主は職業紹介事業同様、厚生労働大臣に許可申請を行う必要がある。事業主が法第6条の欠格事由に該当せず、法第7条第1項の許可基準を満たした場合、事業が許可される。

業務については、港湾運送、建設、警備のほか、弁護士、公認会計士等および医療関係業務（一部を除く）が適用除外となっている。





### (3) 職業紹介事業における取扱職種の範囲等

#### ① 取扱職種（図5）

職業紹介事業の取扱職種について、235JAが農業（農作業、耕種農業、施設園芸、畜産を含む）としており、全体の85.5%を占める。

農業以外にも、農業に付随する作業としての包装、商品販売、製造・加工、運搬、清掃などのほか、林業、水産業といった一次産業、一般事務や会計事務、調理や接客・給仕などのサービス業、さらに「全職種」を対象として取り扱うJAもみられる。JAの職業紹介事業は農業が主な職種であるが、求人者（雇用主）が行う農業以外の業種にも対応できるよう届出を行ったケースも見受けられる。

#### ② 取扱地域（図6）

取扱地域についてみると、国内（154JA）が過半を占め、次いで国内+国外（41JA）、JA管内（40JA）、都道府県内（23JA）の順となる。

国外におよぶ職業紹介を行っているJAについては、取扱国別にみると中華人民共和国が最多（43JA）で、ベトナム社会主義共和国（6JA）、フィリピン共和国とインドネシア共和国（ともに4JA）とアジア諸国が続く<sup>8</sup>。

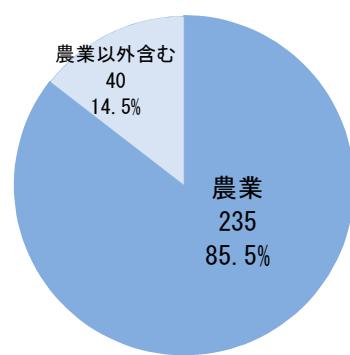
#### ③ 求人にあたっての条件（図7）

求人者を当該JA組合員に限定しているのは186JA（67.6%）であった。このなかには「正組合員（とその家族）」とさらに絞り込むJAも含まれており、正組合員が農業・農作業を目的に求人を行うことが大半といえる。

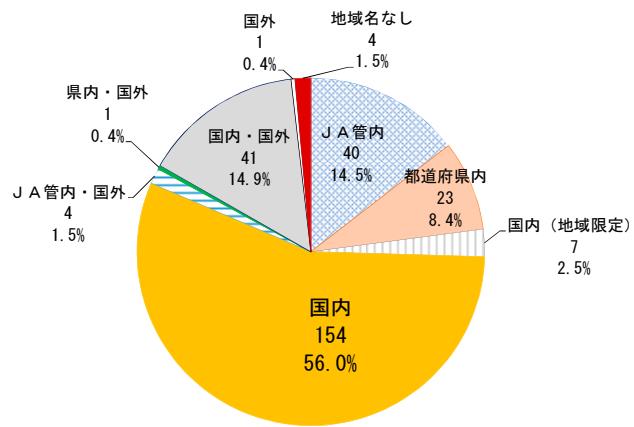
なお、出入国管理及び難民認定法に基づく外国人技能実習制度に係る職業紹介は39JA（14.2%）にとどまった。

<sup>8</sup> 以下、カンボジア王国（3JA）、ミャンマー連邦共和国、タイ王国（ともに2JA）、モンゴル国（1JA）であった。

（図5）取扱職種（n=275）



（図6）取扱地域（n=275）



（図7）求人にあたっての条件（n=275）



（出典）（図5）～（図7）とも厚生労働省職業安定局「人材サービス総合サイト」の職業紹介事業ページの検索結果をもとに筆者作成

#### (4) 都道府県段階・関連会社等の取組み

J Aグループ全体でみると、前述のJ Aとは別に都道府県段階、北海道の地区連合会、関連会社等において、職業紹介事業・労働者派遣事業が行われている。内訳は無料職業紹介14団体、有料職業紹介7団体、労働者派遣9団体である。なおこのなかには、職業紹介事業と労働者派遣事業をともに行う団体が含まれている。

#### (5) 事業運営

##### ① 職業紹介事業

###### ・就職者受入

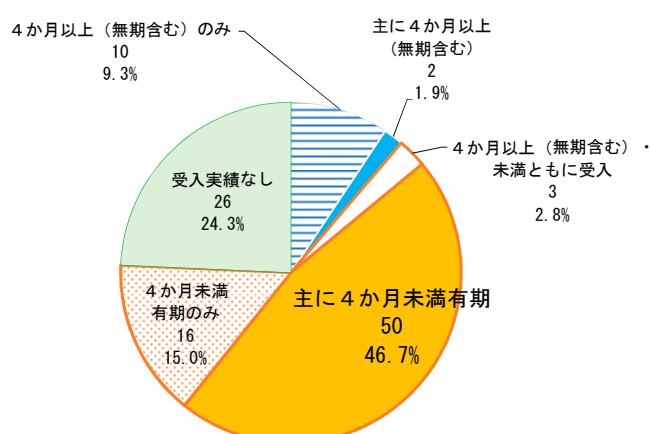
直近3年度（2019（平成31）、2020（令和2）、2021（令和3）年度）の就職者について、数値が入力されていた107 J Aの内訳を表したのが（図8）である。

最多は「主に4か月未満有期」の就職者の受け入れで、50 J A（46.7%）と半数近くを占めた。先に述べた収穫など、特定の期間に多くの人手を必要とする農作業での受け入れが主であるものの、日常的な作業についても人材を受け入れているケースである。「4か月未満有期のみ」（16 J A・15.0%）と「4か月以上（無期含む）・未満ともに受入」（3 J A・2.8%）を合わせると64.5%を占め、J Aの職業紹介事業は短期の農業労働力確保の役割を果たしているといえる。

###### ・手数料および返戻金制度

有料職業紹介事業を行うJ Aのうち、手数料について具体的な記載があった8 J Aについてみると、求人を受け付ける際の事務費用（1件につき690～1,000円）、求人者に求職者を紹介するサービスに対する成功報酬（支払

（図8）就職者受入（n=107）



（出典）厚生労働省職業安定局「人材サービス総合サイト」の職業紹介事業ページの検索結果をもとに筆者作成

われた賃金の10～20%、1人につき10,000～40,000円などの定額制）として、求人者が負担する手数料が設定されていた。ほかに技能実習生の求人に係る相談・助言に係る事務費や、技能実習生を選抜するJ A役職員の渡航・宿泊費用として、上限を定めて求人者に負担を求める記述や、各種手数料を県が負担している記述も見られた。

返戻金制度については、いずれのJ Aも「無」あるいは未設定であった。

##### ② 労働者派遣事業

労働者派遣事業について、サイトに具体的な情報が入力されていたのは、J Aの子会社、都道府県段階・関連会社等を含めても3団体にとどまった<sup>9</sup>。

9 参考までに、各団体における派遣労働者1人1日当たりの労働者派遣に関する料金の平均額は9,000～16,240円、派遣労働者1人1日当たりの賃金の平均額は6,600～12,158円。マージン率((派遣料金の額-派遣労働者の賃金の額)/派遣料金の額×100)は15.8～25.1%であった。労使協定については1団体が締結している。

## 5. 取組みJAのウェブサイトにみる 広報・求人の方法

前節で確認した、職業紹介事業に取組むJAのウェブサイトで広報についてみると、職業紹介所の特設ページを設けているJAは111、広報誌への掲載が確認されたJAは94であった。

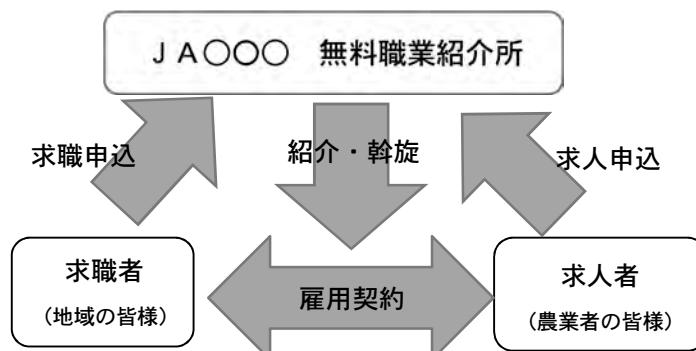
特設ページ・広報誌とともに、前掲(図2)をアレンジした(図9)を基本に、求人者(農業を営む組合員)・求職者(地域住民)・JAあるいはJA職員をイメージしたイラストをあしらい、平易な表現で広く求人者・求職者双方に呼びかけを行っている。

広報誌については職業紹介所開設直後の紹介記事の掲載が多いが、定期的に求人リストを掲載し、求職者を募集するJAもある<sup>10</sup>。

求人については、都道府県段階で運営する農業求人サイト<sup>11</sup>とのリンクを行っているJAが73であった。さらにスマートフォンを活用し、アプリを介して生産者とパート・アルバイトを無料で結びつけるサービス「1日バイトアプリ デイワーク」<sup>12</sup>の取組みが見られるJAが88確認できた。

「1日バイトアプリ デイワーク」は生産者が賃金や手当等の条件を設定し、労災保険に加入して、パート・アルバイトを1日単位で直接雇用する形式である。JAが求職者の募集事務を行うのではないため、本稿のテーマである職業紹介事業とは性格が異なるものの、農業労働力確保の今日的な取組みとして注目すべきと考える<sup>13</sup>。

(図9) 職業紹介事業にかかる求職・求人の広報  
(イメージ)



農家で働きたい方、働き手を探している方はお問い合わせください  
(お問い合わせ先) JA〇〇〇 営農課 XXXX-XX-XXXX  
◎◎地区経済センター XXXX-XX-XXXX

(出典) 取組みJAウェブサイト・広報誌の掲載情報をもとに筆者作成

10 例として高木英彰「JAによる職業紹介事業：JAあいち知多へのインタビュー調査より」『共済総研レポート』No.181 2022年6月 pp. 27–30

11 JAグループ「農業求人ポータルサイト」<https://agri.ja-group.jp/support/jobsite/> に掲載された23道府県の農業求人サイト。

12 「1日バイトアプリ デイワーク」についての詳細は、<https://day.work/> を参照。

13 なお、現在職業紹介事業を行っていない11JAのウェブサイトにおいて、「1日バイトアプリ デイワーク」に関する取組みが確認できた。

これらのJAが職業紹介事業、あるいは他の農業労働力確保支援に取り組むのかは、興味深いところである。

## 6. まとめ

本稿ではJAにおける職業紹介事業について、「人材サービス総合サイト」掲載の許可・届出事業所情報をもとに全体像の把握を試みた。結果はほとんどが無料職業紹介事業による取組みで、主に組合員を求人者として、農業に関連する職種を取り扱い、求職者は国内に求められ、かつ比較的短期の労働力として受け入れられている、というものであった。

但し不明な点も残っている。外国人技能実習に係る職業紹介が少ないのはコロナ禍が影響しているのか、といったことは推測の域を超えることはできない。

ほかにも、職業紹介事業を担当する部署などは公開情報に含まれていない。さらに職業紹介事業の開始時期についても、合併や事業所の廃止に伴い、サイトの情報が更新の都度書き換えられたり削除されてしまったりすることから、実際はさらに早い時期から職業紹介事業に取り組んでいたJAが存在していた可能性もある。

2022年は職業安定法が改正され、一部を除き10月1日に施行された。求職活動におけるインターネットの利用が拡大する今日、新たに登場し多様化する求人メディアを法的に位置付け、誰もが安心して利用できる環境となるよう、依拠すべきルールが整備された<sup>14</sup>。今後さらに、職業紹介事業と情報公開のあり方が変化することが予想されることから、動向を継続して注視していきたい。

## ○参考文献

(ウェブサイトについては、2022年11月2日閲覧)

- ・厚生労働省職業安定局「人材サービス総合サイト」  
<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010>
- ・厚生労働省・都道府県労働局（公共職業安定所）『職業紹介事業パンフレット：許可・更新等マニュアル』2021年7月 厚生労働省ウェブサイト  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000813446.pdf>
- ・厚生労働省・都道府県労働局（公共職業安定所）『労働者派遣事業を適正に実施するために：許可・更新等手続マニュアル』2021年12月 厚生労働省ウェブサイト  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000749889.pdf>
- ・労働新聞社『職業安定法の実務解説 改訂第6版』 労働新聞社 2020年8月
- ・農林水産省『令和2事業年度総合農協統計表』2022年10月
- ・JAグループ『JAグループの活動報告書2021』 全国農業協同組合中央会 2022年3月  
JAグループウェブサイト  
[https://org.ja-group.jp/challenge/wp\\_challenge/wp-content/themes/ja\\_challenge/top\\_pdf/activity\\_report\\_2021.pdf](https://org.ja-group.jp/challenge/wp_challenge/wp-content/themes/ja_challenge/top_pdf/activity_report_2021.pdf)
- ・国井忠義「“無料職業紹介所”で雇用労力確保（山形県・天童市農業協同組合）」『技術と普及：全国農業改良普及職員協議会機関誌』1999年3月 36巻3号（通号433） pp.36–38
- ・「農作業従事者無料職業紹介事業：山形県・尾花沢市農協」『農業協同組合経営実務』1992年2月 47巻2号（通号571） pp.118–119

14 「令和4年職業安定法の改正について」

厚生労働省ウェブサイト [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497_00003.html)